

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定手続の方法）</p> <p>第十三条 電子情報処理組織を使用して第十条の規定による特定手続を行う者（代理人により当該特定手続を行うときは、その代理人）は、識別番号を電子計算機から入力し、かつ、第十条の二第一項の規定により入力する事項に係る情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、当該電子署名に係る次の各号に掲げるいずれかの電子証明書と併せて送信する方法により、その特定手続を行わなければならない。ただし、第十条の二第二項ただし書に規定する特許庁長官が定める場合にあつては、識別番号を電子計算機から入力することを要しない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書</p> <p>三 （略）</p>	<p>（特定手続の方法）</p> <p>第十三条 電子情報処理組織を使用して第十条の規定による特定手続を行う者（代理人により当該特定手続を行うときは、その代理人）は、識別番号を電子計算機から入力し、かつ、第十条の二第一項の規定により入力する事項に係る情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、当該電子署名に係る次の各号に掲げるいずれかの電子証明書と併せて送信する方法により、その特定手続を行わなければならない。ただし、第十条の二第二項ただし書に規定する特許庁長官が定める場合にあつては、識別番号を電子計算機から入力することを要しない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する電子証明書</p> <p>三 （略）</p>